

令和元年度第4回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和元年12月25日（水）10：00～11：30

2. 場 所：エコ計画浦和ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

青木 宏之	埼玉運輸支局
大野 政子	利用者家族
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
高場 厚	埼玉交通運輸労働組合
高橋 敏朗	社会福祉法人ハッピーネット
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
蓮見 実	浦和区健康福祉部保健センター
町田 孝良	保健福祉局福祉部
雪竹 伯宏	特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大堀 充雄	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
上高原 裕一	保健福祉局福祉部障害支援課
坂口 真樹	保健福祉局長寿応援部介護保険課
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
柳 政男	埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく
- ・ 特定非営利活動法人 わんぱくクラブ
- ・ 社会福祉法人 欣彰会

3 報 告

(1) 令和元年度上半期分の輸送実績について

(2) 軽微な事項等の変更について

4 閉 会

【配付資料】

○令和元年度第4回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和元年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和元年度第4回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく）

○資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 わんぱくクラブ）

○資料3 更新登録申請書（社会福祉法人 欣彰会）

○資料4 令和元年度上半期分の輸送実績について

○資料5 軽微な事項等の変更について

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 事務所に関しては、上尾の原市 1 ヶ所ですべてそこから配車をして、輸送を行っているということでしょうか。

事業者 はい。

日吉代理 対価についてですが、基本的には生活サポートを利用する方のみを対象としているということでしょうか。

事業者 対象にならない方がいる場合もありますけれども、生活サポート事業の制度自体が、制限がありますのでごくわずか対象にならない方がいらっしゃいます。

日吉代理 現在は、生活サポート利用時の対価の設定のみされていますが、上限150時間を超えるといったケースなどはないということでしょうか。

事業者 これまではいらっしゃいませんでした。

日吉代理 生活サポート事業を使わないで輸送を実施する場合には別に対価の設定をしなければなりませんが、そういった可能性はないということでしょうか。

事業者 もしいらっしゃった場合には自己負担の部分が変わってくるものと思っています。

青木委員 生活サポート事業以外の方が利用する場合は自己負担額が変わるというご説明がありましたが、生活サポートの自己負担 950 円というのは、これ以外に 1900 円の補助金が入ってくるわけですね。それをお客様に自己負担いただくということでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 その場合にはそのような対価の設定をする必要があります。協議会に申請し、きちんと対価としての協議を受けないといけません。生活サポート事業以外の場合、その方たちから対価は幾ら収受しているのですか。

事業者 おっしゃったように補助金等同額となりますが、利用者の方が利用するときには重要事項説明書に当たるようなもので、対価について説明を行っています。

青木委員 説明をするのは当然ですが、その対価についてこの協議会の場に申請をして、認められないといけません。

事業者 申請が必要ということであればそのように直さなければいけないことも、承知いたします。

青木委員 生活サポートのサービスの中で、車を使って移送サービスを行うということが、福祉有償運送と重なります。その部分は申請をして、協議を受けないといけません。生活サポート事業以外の方は、1時間2850円という額になると思います。基本的に、タクシー運賃の半額程度というのが、概ねの対価の目安になっています。2850円に500円が加わる対価となると、半額を超えるという観点が出てきます。

事業者 2850円の説明もわかりますし、2分の1ということで、協議会が始まってから、自分もきちんと確認をしながらやってまいりました。そのことをご指摘はなかったので、今回のように指摘されるのであれば協議していただければと思いますけれども、1時間あたりのサポート事業2850円というところで、タクシーを1時間利用した際の運賃の2分の1という比較になるかと思えますので、そのあたりで協議していただければと思います。

町田会長 生活サポート事業以外の対価をとる可能性がある場合は、その対価の設定が必要です。旅客から収受する対価に関する変更申請書を提出いただき、次回以降の協議会にて協議することとしたいと思いますが、ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

雪竹委員 生活サポート事業以外の人というところについて教えてほしいのですが、生活サポートの利用証を持ってない人を受けているということでしょうか。

事業者 生活サポート事業の制度自体を利用する方は、もちろんサポート事業の利用証を持っております。

雪竹委員 でも、持ってない人も受けているということでしょうか。

事業者 持っていない方で受けている方は生活サポートの制度は使っていません

が、さっきお話があったように、人で判断するのではなく、150時間の生活サポートを超えた場合、そういうところは実費になることもありますが、わかりにくいと思いますが、これからお話する方は送迎していませんが、そういう方の利用がありますかということの説明なのでお話ししますが、例えば入院中の支援ということになれば、車は使っておりませんが、生活サポート対象にもなりませんので、そういったときも生活サポート外で利用していただくなど、私たちの利用としてはそういう方がいらっしゃいます、という説明でした。最初の説明の方に対しての説明ですけれども、そこは、送迎ということと離れて生活サポート事業でそういう対象の方いらっしゃいますかという、今の委員の方への説明はそういったこととなります。対象でない方、例えば、入所施設に入所されている方とかですね、その生活サポート事業の対象にならない人というだけでなく、内容的に対象にならない場合とか、そういったときは生活サポート事業補助金が申請できませんので、自己負担で利用していただいております。その中に、まれに送迎ということがありえるということでお話してご指摘いただいたと思いますが、いないとも限らないのでいるというふうなご説明をさせていただいたのですが、記憶の中でたどって行って、超えた方はいらっしゃいません。データをきちんと数字で明らかに出す必要があれば出せますが、私の記憶の中では150時間を超えた方はいらっしゃいませんでした。ということになります。

雪竹委員 基本的には利用証を持っている方を登録するというのでしょうか。

事業者 現在、団体では皆さん持っていらっしゃいます。

先ほどの対価のところは、生活サポート事業外の場合ということで記載させていただき申請をするということでよいのでしょうか。

青木委員 生活サポート利用の方、それ以外の方ということで、2段書きで対価の設定を他の団体はしています。貴団体は、生活サポートとしか書かないで対価の設定をしていますので、わかりやすいように区分して、申請書を作成して、二つに分けて設定の申請をするべきです。額の妥当性に関しては協議会の中で、実質的な協議をすることになります。

日吉代理 他の団体で多いのが、生活サポートを利用する場合は時間制、生活サポー

トの対象外の方は距離制にして、単純に距離で取っていくところもありますが、時間制にするような感じでしょうか。

事業者 はい。

日吉代理 今出ているのが時間制なので、タクシーの時間制の運賃と比較する形になります。また、そこにプラス500円を、生活サポートと同じように取るかというのは、協議会の中で話をするということになります。

事業者 タクシー料金の「概ね」というところは、具体的に基準はありますか。

日吉代理 しっかりと理由があって、例えば輸送するにあたり職員が拘束されてこれぐらいの時間がかかってしまうなど、協議会で協議が調べば問題はありません。

事務局 生活サポート事業を対価として設定している事業者は他にもありますが、明確に150時間を超えた場合は実施しない、といった場合には、特段生活サポート事業以外の対価を設定する必要はないという理解でよろしいでしょうか。

日吉代理 はい。設定の必要はありません。

町田会長 生活サポート事業以外の方も対象になる可能性があるという以上、その対価の設定をしなければなりません。そうするとその部分に関する対価はどのように設定されるのかというところで、お示しをいただく申請をいただくということになります。

大野委員 車いす車が2台となっていますが、旅客の名簿では身体障害者の方が12名いらっしゃいます。利用の方はこれで足りているのでしょうか。

事業者 はい。利用頻度などもありますので、現状は足りています。

大野委員 1級の方だと、自分に合うような形の車いすを使っている方が多いので、それで、車の方はどうなのかなと思いました。

事業者 車両もかなり後ろが広がっていて、現状問題はございません。

大野委員 利用がかち合うこともあまりありませんか。

事業者 はい。

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく 退室

青木委員 北足立の協議会で同様の申請が出ている可能性があるのですが、事務局には北足立での申請状況を確認していただき、今回と同様の設定しかしていないのであれば、変更の手続きとる必要も出てくるのでフォローをお願いしたい。

事務局 はい。

雪竹委員 そもそも生活サポートで申請するときに、150時間を超えた場合の設定はしていましたでしょうか。

青木委員 している団体としていない団体があります。していない団体は、やりませんという団体です。

雪竹委員 150時間超えたら単純に自己負担をとっているところはあるかもしれませんが。

青木委員 それはあるかもしれませんが、協議会が把握していない対価があるというのは問題です。

雪竹委員 今後は、生活サポートで申請するところは150時間を超えた場合の設定もしてください、と言う必要があるということでしょうか。

日吉代理 その場合は利用を断るなど、やらないという話であれば、必要はありません。

雪竹委員 それは事前に事務局が確認するのでしょうか。

事務局 確認するようにいたします。

日吉代理 さいたま市でも生活サポート事業の場合とそれ以外の場合の対価を設定している団体はいくつかあったかと思いますが、こういった協議会の場で150時間を超えた場合や対象にならない方についてはどうしていますかとの問いに、先ほどのように可能性もあるといった話になると、設定をしなければならいということになります。

事務局 仮に、先ほどの団体が帰って協議をされて、150時間超えた場合はやらないというような回答があった場合には、改めて対価の変更申請を出す必要はないということでしょうか。

日吉代理 はい。

青木委員 生活サポートなので、必ずしも全部が全部車で移送するサービスではありません。車に乗せて目的地まで運ぶといった時に、生活サポートを利用し

ている場合に、それが150時間超えた場合は、全部自己負担してもらいます
ということならば、対価として申請しなければなりませんという話です。

雪竹委員 理解していないところもあるだろうと思います。

青木委員 理解していないところは生活サポートの手続きと混同しているのかもしれ
ません。ただそもそもそうではなく、ここは車を使った移送サービスの対
価について協議をする場であり、生活サポートの額を議論する場所ではあ
りません。

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつくの申請について、全
会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 わんぱくクラブ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 わんぱくクラブ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 運送の対価ですが、距離制と時間制を設定されていますが、時間制は生活
サポートで、距離制はそれ以外の生活サポートの対象にならない方という
使い分けという理解でよろしいでしょうか。

事業者 はい。生活サポートではなく、移動支援などほかの障害サービスをお使い
の方で、緊急時の自宅送迎の方たちが対象なのですが、そういう方たちが
距離制です。

日吉代理 わかりました。生活サポート以外の方の比率は多いですか。

事業者 そのときによりますが、生活サポートの登録をされてない方もいらっしゃ
います。その方たちが使います。

青木委員 NPO法人の所在地が変わっていますが、これは移転ですか。

事業者 はい。現在も前の場所がありますが、私達は児童と成人をやっております
で、児童の場所と新たに成人の場所をつくりましたので、そちらに本部を
移しました。

青木委員 移転したということですね。車8台分の車検証ですが、書き換えが終わって
いないものが半分含まれています。車検証の法人の住所を変える手続きを

しなければなりません。

事業者

はい。

青木委員

事務所がそれぞれあると思いますが、車はどこに置いてありますか。本部に全て置いてあるということではありませんか。

事業者

はい。

青木委員

使用の本拠の位置といわれる、保管場所だとか、使用の拠点となる位置を含めて移転になるのかどうかで、車検証の書き換えの時に出す書類が変わってくるので、それをよく確認した上で手続きを至急行ってください。少なくとも法人の住所が変わっていますので、車検証上の所有者の住所はすべて本部になっていないといけません。

事業者

はい。

青木委員

福祉有償運送で使用する車両は全て本部から運行を開始しますか。場合によっては別の事務所から出ることもありますか。

事業者

有償運送に関しては、本部から全て出発します。

青木委員

車は別の事務所に置いてあると聞きましたが、それは、本部で、例えば安全運転確認や、健康状態のチェックを行った後、別の事務所に車を取りに行き行って出発するというのでしょうか。

事業者

はい。ほとんど本部に置いてある車を使用していますが、別の事務所は放課後等デイサービス事業をやっておりまして、こちらは児童の車として使っておりますので、有償運送の車両として使うことはほぼありません。まれに車両が足りなくなることがあるため、一応登録はしてあるということです。

青木委員

別の事務所に拠点がある車は何台ありますか。

事業者

4台です。

青木委員

その4台は所有者の住所という欄の書き換えが必要になるので、法人の登記簿等を添えて埼玉運輸支局で車検証の所有者の住所の変更をしなければなりません。速やかに車検証の書き換え手続きを行ってください。

事業者

はい。

青木委員

使用している車が全て3列シート車ですが、複数乗車はしませんか。

事業者

しません。

○特定非営利活動法人 わんぱくクラブ 退室

○特定非営利活動法人 わんぱくクラブの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 欣彰会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 欣彰会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 対価について、時間制で30分1000円、以後15分ごとに500円となっていますが生活サポート事業は行っていませんか。

事業者 生活サポートは行っておりません。

日吉代理 この時間制の料金だけでやっているということですね。わかりました。

青木委員 福祉有償運送を行っている事務所が敬寿園と敬寿園七里ホームの2ヶ所に分かれて、それぞれサービス提供を行っているということですね。車は敬寿園が5台、七里ホームが2台ということですね。

事業者 はい。

青木委員 敬寿園の登録が5台あって、すべて軽自動車ですが、軽自動車で車いす車、回転シート車、セダン車というのはわかりませんが、1台兼用車の区分でカウントしている車がありますが、これはどういう機能で兼用の区分にしたのでしょうか。

事業者 助手席が回転シートになっていて、車いすも乗るものになっています。

青木委員 軽自動車で兼用車はあまりなく、通常、車いすが2台乗って、場合によっては寝台車になるというものがほとんどですが、回転シートがあり、車いすも乗せられるというものがあるということですね。

日吉代理 それぞれ、運行管理体制を記載された、事務所ごとの書類があり、運行管理責任者と代行者を設定されていますが、責任者が3人で、代行者が1人とありますが、これはどういう体制でしょうか。運行管理責任者1人、代行者3人とかであればわかりませんが、どのような体制でしょうか。

事業者 七里ホームの運行管理体制だと思いますが、まず運行責任者に関しては、七里ホームの施設長、事務長、安全運転管理者を責任者として選出してお

ります。

日吉代理 安全運転管理者が、基本的に出かける前の、対面点呼などを行っているというのでしょうか。

事業者 はい。

日吉代理 施設長とかは実質、運行管理責任者にはなっていますが、特段点呼とかはやらないで、責任者が不在の時は代行者がやっているということでしょうか。

事業者 はい。代行者のほか、施設長など、他の責任者が実施することもあります。

○社会福祉法人 欣彰会 退室

○社会福祉法人 欣彰会の申請について、全会一致で合意

●令和元年度上半期分の輸送実績について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

●その他について

○事務局から、協議会で使用する資料について説明
意見等なし

以上